船橋市廃棄物処理施設設置等協議会要領

平成１５年４月１日制定
平成１６年７月１日一部改正
平成２３年４月１日一部改正
平成２４年４月１日一部改正
平成２５年９月４日一部改正
平成２７年４月１日一部改正
平成２８年４月６日一部改正
平成３１年４月１日一部改正
令和２年２月１３日一部改正
令和３年８月１８日一部改正
令和６年４月１日一部改正
令和７年４月１日一部改正

１　趣旨

この要領は、廃棄物処理施設の設置等、土砂等の埋立て等による土壌の汚染その他の生活環境保全上必要な事項に関し適正な指導を期するために、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」第６条第２項の規定により船橋市廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

２　審査事項

協議会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

（１）「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」、「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱」及び「船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱」の事前協議書に関する周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項

（２）「千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針」第９条に基づく再生土の埋立て等の事業に係る説明に関する周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項

（３）「千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱」第５条に基づく特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項

（４）その他協議会の目的達成に必要な事項

３　組織

（１）協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（２）協議会の会長は、船橋市環境部長の職、副会長は船橋市環境部廃棄物指導課

長の職にあるものをもって充てる。
（３）副会長は、会長に事故があったとき、または会長が欠けたとき、その職務を代理する。
（４）委員は、別表１に掲げる職にあるものをもって充てる。
　ただし、委員が必要あると認めるときは、委員以外の者にその職務を代行させることができる。

４　会議
協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

５　書面による審査
会長は、審査事項について、市の関係部署との調整の必要が軽微であり、問題の生ずるおそれのないものと認めるもの、またはその他書面による審査が適当であると認めるものについては、各委員に対し当該事前協議書を送付し、各委員の意見を聞くことにより、協議会の審査に代えることができる。

６　会議の開催日
協議会は、原則として毎月１回、会長が定める日に開催するものとする。

７　事務局
協議会の事務局は、廃棄物指導課内に置く。

８　委員
この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則
施行期日
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成１６年７月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附則
施行期日

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成２５年９月４日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成２８年４月６日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、令和２年２月１３日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、令和３年８月１８日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附則
施行期日
この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別　表　1

所　　属		委　　員
船橋市保健所	衛生指導課	衛生指導課長
環境部	環境政策課	環境政策課長
	環境保全課	環境保全課長
	資源循環課	資源循環課長
	廃棄物指導課	廃棄物指導課長
	クリーン推進課	クリーン推進課長
経済部	商工振興課	商工振興課長
	農水産課	農水産課長
都市計画部	都市計画課	都市計画課長
都市整備部	都市整備課	都市整備課長
	公園緑地課	公園緑地課長
道路部	道路計画課	道路計画課長
下水道部	下水道河川管理課	下水道河川管理課長
建築部	建築指導課	建築指導課長
	宅地課	宅地課長
消防局	予防課	予防課長
	警防課	警防課長
農業委員会事務局		事務局長
教育委員会学校教育部	保健体育課	保健体育課長
教育委員会生涯学習部	文化課	文化課長

参　考

所　　属		所　管　法　令　等
船橋市保健所	衛生指導課	水道法、小規模水道条例
環境部	環境政策課	地球温暖化対策の推進に関する法律、 船橋市環境保全条例
	環境保全課	大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、 悪臭防止法、水質汚濁防止法、湖沼法、 船橋市環境保全条例
	資源循環課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	廃棄物指導課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 浄化槽法、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
	クリーン推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
経済部	商工振興課	工場立地法、鉱業法、公有水面埋立て法
	農水産課	農地法、土地改良法、 農業振興地域の整備に関する法律
都市計画部	都市計画課	都市計画法、環境共生まちづくり条例
都市整備部	都市整備課	都市再開発法
	公園緑地課	都市緑地保全法
道路部	道路計画課	道路法、車両規制令、都市計画法
下水道部	下水道河川管理課	下水道法、河川法
建築部	建築指導課	建築基準法
	宅地課	都市計画法、宅地造成等規制法、 宅地開発指導要綱、
消防局	予防課	消防法、船橋市火災予防条例
	警防課	同上
農業委員会		農地法
教育委員会 学校教育部	保健体育課	学校保健安全法 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
教育委員会 生涯学習部	文化課	文化財保護法